

今後の教職課程や教員免許制度の 在り方について（二次まとめ）

令和8年6月16日

中央教育審議会教員養成部会

教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループ

多様な専門性を有する教職員の質と量の確保のため、以下の方策を講ずる。

(1) 教員養成の質向上方策

- ① 「各教科の指導法」と「各教科に関する専門的事項」は、各学校種の学習指導要領等に即し、指導法と専門的事項を一体的に学ぶこととするとともに、学習指導要領改訂等を念頭に学ぶべき事項を追加 等
- ・幼児教育の基本／小学校教育の基本／中学校教育の基本／高等学校教育の基本／特別支援学校の教育の基本
 - ・「教科に関する専門的事項」と「教科の指導法」の一体化
 - ・指導及び評価の計画・実施に係る理論と方法
 - ・教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成
 - ・幼児、児童及び生徒の個々の多様な特性の理解と包摂
 - ・教育の方法・技術及びデジタル学習基盤 等

- ② 強み専門性の創設(大学における養成に立ち返り、大学の学位課程と教職課程をより結びつける)
- ・強み専門性に係る学修(20単位※を想定)を教職課程として併せて認定、共通で学ぶ内容は再構造化(学位課程と教職課程の結節点として強み専門性を説明できる場合に再課程認定)
 - ・強み専門性については、
 - ・学位課程及び共通で学ぶ教職課程双方との密接な関係性と一貫性
 - ・強み専門性とそれを身に付ける学修の一貫性と体系性 が必要
 - ・資格・免許の場合は、20単位以上であれば一つの強み専門性として捉える
 - ・資格・免許以外は、まとまりとして、免許状への付記を可能とする
- (※)教育職員の種類によっては、その養成課程の在り方等を踏まえ、20単位以外の単位数とすることも可とする。
- ・大学側が設定した選択肢の中で、学生側にも一定の選択を可能とする設計の詳細については今後検討

③ 教職課程の質担保

- ・各学科や大学の持つ強みを活かした質の高い教職課程を実現するとともに、地域における確実な教員養成を担保するため、大学内・大学間連携を促進
- ・コアカリキュラムの改定・策定(各教科の指導法等について新規作成、現行のアップデート)
- ・教職課程において身に付けるべき内容を適切に学修し、修得する単位を実質化するための、CBT問題の作成、PLANTへの搭載(PLANTのシステム拡張)

多様な専門性を有する教職員の質と量の確保のため、以下の方策を講ずる。

(2) 免許の修士レベル化(専修免許状)

① 最終的に専修免許状を目指す。

② 専修免許状取得に係る基礎資格の要件や単位の修得方法は現行から変更しない。

- ・大学による直接養成については、追加的に大学院において24単位を修得することで要件を満たす。
- ・上進については、最低在職年数3年かつ15単位を修得することを要件とする。
- ・専修免許状を取得するための大学院における学修の在り方については、今後検討する。

③ 中堅教諭等資質向上研修等の教員研修に大学院や教職大学院における学びを位置づけ、それを免許法認定講習等として認定することを通じ、入職後における大学院レベルの学びと専修免許状取得のための単位修得を促進する。

④ 学校現場や、教育委員会における研修・教育実践に、大学側が指導者として関与することにより、これらの臨床的な研修・教育実践を、上進に必要な単位として認定する。

⑤ 併せて、最低在職年数を超える在職年数を有し、かつ、特定の実績(例:教員を指導する立場にある者や優秀教員表彰者等)を有する者については、これを1年超えるごとに1単位ずつ(最高合計10年以上の在職で7単位まで)逡減する措置を新たに設ける。

多様な専門性を有する教職員の質と量の確保のため、以下の方策を講ずる。

(3)その他

- ① 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」については、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解及び基礎的環境の整備・合理的配慮の提供」とし、全ての免許において2単位以上とする。
- ② 「教育課程の意義及び編成の方法」に「校種間の接続」を含める。
- ③ 「特別活動の指導法」に「学級経営」を含める。
- ④ 施行規則66条の6に定める「体育」については、同条に定める「体育」として維持をしないこととし、特に、以下の学校種については、以下の観点で引き続き検討する。
 - ・小学校：各教科の専門的事項及び指導法を一体的に学習する10教科の中の体育として学習。
併せて教師としての適応力・回復力・自己管理能力(教師の健康)との関係については、引き続き検討。
 - ・中学校・高等学校：教師としての適応力・回復力・自己管理能力(教師の健康)との関係については、引き続き検討。
- ⑤ 高等専門学校卒業者等準学士保有者も免許取得を可能とする。
- ⑥ 大学院における教員志望者に対する奨学金免除の仕組みを踏まえつつ、学部段階における導入については引き続き検討する。

多様な専門性を有する教職員の質と量の確保のため、以下の方策を講ずる。

(4) 各免許状における主要改正事項

① 幼稚園

1. 幼児教育の実践にあたり基本となる事項を再構造化し、必要となる新たな内容を追加する。また、内容の精選を図るものの強み専門性の枠組みを別途設ける。
2. 「幼児教育の基本と指導等に関する科目」を設け、その中で「幼児教育の基本」を新たに位置付ける。「幼児理解の理論及び方法」等は0歳からを対象とし、教職課程全体で重視する。「幼児、児童及び生徒の個々の多様な特性の理解と包摂」を学修することも重視する。
3. 教職課程全体を通じて体験的、実践的に学修する要素、協働性の要素を織り込む。
4. 課題を共有し、支え合う「チームとしての学校」の機能を高める観点から、学生が身に付けたい強み専門性の学修、保育士等の免許・資格の併有を促進する。
5. 「幼児教育の基本」を学修する際、小学校教育との接続も含めることを明確に位置付ける。また、「教育課程の意義及び編成の方法」において、校種間の接続の観点を明確に位置付ける。
6. 保育士養成課程における修得内容との整合性の向上を推進する。
7. 学校教育法第24条に定める幼稚園における幼児期の教育支援の機能に鑑み家庭・地域との連携・支援について事項を新たに位置付ける。また、幼稚園における0～2歳児受入れ機会の拡大に伴い、乳幼児の安全や健康の確保等に関する内容を充実する。

8. 保育士養成課程も履修する学生の実態も踏まえつつ、養成段階の前半からの「学校体験活動」の充当や小学校での体験活動など更なる具体的検討を行う。理論と実践の往還型の実習を重視する。養成課程以外の体験としてボランティア等の取組も推進する。
9. 自治体・養成校・幼稚園等が連携した円滑な実習等の実施に向けた指針を策定する。
10. 体育については、幼稚園教諭の特色に鑑み、事項に位置付けない。また、外国語・コミュニケーションについては、全ての幼稚園教諭に必要なという観点、強み専門性を別途設けることから、事項に位置付けない。
11. 幼稚園教諭として、日々幼児理解に基づき環境を通して行う教育を実践する力を高めていく観点から、基礎免許状の科目や事項を深める学修を強み専門性として位置付けるべき。
12. 隣接校種免許状の取得促進に向けた制度の在り方や免許状上進の仕組みについて検討が必要である。
13. 併有特例制度の期限(～11年度末まで)までに免許を取得できるよう、周知していくことが重要である。
14. 上記のほか、採用・研修に関して、意欲を維持・向上させつつ円滑に採用につなげる工夫や、復職のルートも確保して人材不足に対応すること、研修内容の充実やアクセス性の向上等を図り、入職後も強みや専門性を更に向上すること。国は、養成(前)から採用・研修に至るまで関係者・関係機関(自治体・養成校・関係団体・幼児教育施設等)が連携した取組を推進するべき。

多様な専門性を有する教職員の質と量の確保のため、以下の方策を講ずる。

(4)各免許状における主要改正事項

②小学校

1. 「各教科の指導法」「教科に関する専門的事項」について、学校教育法施行規則に定める各学校種の学習指導要領に即し、指導法と専門的事項を一体的に学ぶこととし、小学校全教科(国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語)の指導法それぞれ1単位を必修とする。
2. 施行規則66条の6に定める「体育」については、同条に定める「体育」として維持をしないこととし、教師としての適応力・回復力・自己管理能力(教師の健康)との関係については、今後も検討を要する。
3. 特に幼児教育作業部会の検討状況と合わせる形で「教育課程の意義及び編成の方法」に、幼稚園等との校種間の接続を含めることとする。
4. 幼稚園または小学校の教職課程設置の要件として教職課程認定基準に定める「教員養成を主たる目的とする学部学科」「特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例」「専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成に係る特例」の現状をふまえつつ、制度改正後の「強み専門性」の審査との対応関係について引き続き検討する。
5. 中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、その免許状に係る教科に相当する教科について、小学校において教授又は実習を担当することができるという専科指導の現状をふまえつつ、小学校専科免許の在り方について引き続き検討する。

多様な専門性を有する教職員の質と量の確保のため、以下の方策を講ずる。

(4)各免許状における主要改正事項

③中学校・高等学校

1. 「各教科の指導法」「教科に関する専門的事項」について、学校教育法施行規則に定める各学校種の学習指導要領に即し、指導法と専門的事項を一体的に学ぶこととする。なお、指導法と専門的事項の配分は大学の裁量とする。
また、従来の教科専門科目を一定程度「強み専門性」へ移行させることを前提に、最低修得単位数を圧縮する。
2. 免許法施行規則第66条の6で学ぶ「体育」について、現行通りの一般教養科目としては位置付けない。一方、中学校、高等学校教員に必要な健康教育を学ぶことになる事項等(適応力・回復力・自己管理能力)について今後検討が必要。
3. 高等学校免許状授与の基礎資格の変更は行わない。
4. 高等学校の教員養成における教育実習の単位数の変更は行わない。

多様な専門性を有する教職員の質と量の確保のため、以下の方策を講ずる。

(4)各免許状における主要改正事項

④特別支援学校(幼・小・中・高の教職課程における特別支援教育を含む。)

これからの特別支援学校の教師には、幼・小・中・高・特別支援学校を通じて共通して身に付けることが期待される基礎能力や複数の障害領域にわたる専門性を基盤としつつ、特別支援学校の教育に係る幅広い総合的な専門性を持つ教師や、特定の障害種に関する深い専門性を持つ教師など、様々な強み専門性を持つ教師がチームとして機能することが必要。

<特別支援学校教諭の免許制度、教職課程について>

- 教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループにおける免許制度全体の見直しの方向性を踏まえ、以下のとおり、特別支援学校教諭の教職課程の見直しを図ることとする。
 1. 学び続ける教師としての基礎能力の育成に向けて、教職課程の内容を再構造化・体系化する。具体的には、特別支援学校教諭の専門性の土台となる共通的な内容と、障害の種類等に応じた専門的な内容の観点から教職課程を再整理するとともに、科目間での重なりを精選し、第一欄、第二欄、第三欄の科目構成の在り方を含めて再構造化・体系化する。
 2. 各大学の独自の学びを通じた障害の種類及び状態等に応じた実践的な指導を強化し、複数領域の免許状取得を促すとともに、特定の障害領域の内容を深く学びたいという学生にも応えるため、大学と学生の自律的なカリキュラムデザインという方向性を踏まえた見直しを図り、単位数に余白を持たせ、大学や学生の自律的な判断による学修を可能とする。
 3. 理論と実践の統合の観点から、特別支援学校の教師として求められる省察的实践力の育成に向けた総合的な演習科目を設ける。
 4. 小・中・高等学校の教職課程で必修とすべき事項や強み専門性として学ぶ可能性のある内容と、特別支援学校教諭免許状の教職課程の内容の関係を整理する。
- 現職教員が教育職員検定を通じて特別支援学校教諭免許状を取得しようとする場合や、障害領域を新たに追加しようとする場合において、学力の検定としての大学における学修について、教職課程における再構造化・体系化の方向性を踏まえ、見直すこととする。

二次まとめ概要

<幼・小・中・高の特別支援教育に係る教職課程について>

- 全ての通常の学級に特別な教育的支援を必要とする子供が在籍している可能性があり、通級による指導を受ける子供、特別支援学級に在籍している子供の人数も増加していることも踏まえ、各学校種を通じて共通して基礎能力を身に付けることが期待されることから、以下のとおり、幼・小・中・高の教職課程の見直しを図ることとする。
 - 1. 現行制度において1単位以上必修としている「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」について、質的・量的に内容を充実させるとともに、教職課程を履修する全ての学生に対し、合理的配慮の提供や基礎的環境整備などに対する理解がこれまで以上に進むような名称とする。
 - 2. 現行のコアカリキュラムで示している内容に加えて、以下のような内容を共通に学ぶべき事項とする。
 - ・ 現行の特別支援学校教諭免許状の教職課程で取り扱っている、発達障害に関する教育に関する事項
 - ・ 情緒障害や言語障害に関する教育に関する事項
 - ・ 障害の社会モデルや合理的配慮の提供、基礎的環境整備に対する理解や、「重層的な指導・支援」の考え方を踏まえた授業づくり、学級・集団作りや困難さの状態に対する指導上の工夫の在り方、自立活動の理解、交流及び共同学習の理解 など。
 - 3. 基礎免許状の強み専門性として、将来的に通級による指導や特別支援学級の担当を希望する学生を念頭に置いて、共通で学ぶ内容に加えて、以下のような専門性を身に付けることを想定。(特別支援学校教諭免許状取得に係る教職課程の科目の履修等をもって、強み専門性とすることも考えられる。)
 - ・ 発達障害、情緒障害、言語障害といった、通級による指導や特別支援学級において対象となる障害種についての更なる専門性
 - ・ 視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱といった特別支援学校の対象となっている障害種に関する専門性
 - ・ 福祉分野、保健分野、心理分野など特別な支援を要する子供たちに関わる分野の専門性 など。

<公立の特別支援学校と小・中・高等学校の人事交流を通じた教師の専門性向上について>

- 特別支援学級の担任や通級による指導を担当する教師については、長期にわたり特別支援教育の中核として活躍する教師と、通常の学級も経験しながら全体的な学級経営の経験を積む教師がチームとなり、特別支援教育に関する専門性を向上させることが必要。
- そのうえで、今後のキャリアにおいて、特別支援学級や通級による指導を長期にわたり中核として担うことが期待される教師については、将来のキャリアパスを見据えた人材育成の一環として、地域の実情に応じつつ、採用後10年以内を目途として、特別支援学校の教師を一度は経験することなど、人事上の措置に配慮する。
- また、特別支援学校の教師については、小・中・高等学校の特別支援教育の専門性向上や、特別支援学校の教師の教科指導力や学級経営力の向上を図る観点から、人材育成の一環として、地域の実情に応じつつ、採用後10年以内を目途として、小・中・高等学校の教師を一度は経験することなど、人事上の措置に配慮する。

二次まとめ概要

多様な専門性を有する教職員の質と量の確保のため、以下の方策を講ずる。

(4)各免許状における主要改正事項

⑤養護教諭・栄養教諭

	養護教諭	栄養教諭
科目区分	教育実習、教職実践演習を除く科目区分を「養護等に関する科目」と「教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目」に再編する	教育実習、教職実践演習を除く科目区分を「栄養に係る教育等に関する科目」と「教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目」に再編する
各科目に含めることが必要な事項 (次ページに続く)	「養護概説」の名称を「養護教育学」又は「養護教育概論」に改める	
	「精神保健」を「精神保健(臨床心理学を含む。)・社会福祉」に改める	
	「看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)」を「看護学(臨地実習及び救急処置を含む。)」と改める	
	「道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容」を「道徳の理論及び指導法」、「総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間の指導法」、「特別活動の指導法」として再編する	
	「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」を「教育の方法及び情報通信技術」に改める 全体方針への対応については、中学校教諭免許状での扱いに倣う	
	今日的な教育課題解決に繋がる内容(「教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成」、「教育における多様性の包摂」、「教育データの活用及び人工知能」)を追加する全体方針への対応については、中学校教諭免許状での扱いに倣う	

二次まとめ概要

	養護教諭	栄養教諭
各科目に含めることが必要な事項 (続き)	「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)」を「教育に関する社会的、制度的及び経営的事項(教育法規を含む。)」に改める全体方針への対応については、中学校教諭免許状での扱いに倣う	
	「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の最低単位数を1単位から2単位にする他作業部会からの提言への対応については、中学校教諭免許状での扱いに倣う	
	免許法施行規則第66条の6(「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」各2単位)については、中学校教諭免許状での扱いに倣う	
単位数	原則的に事項ごとの単位数は設定せず、各科目のベースとなる現行の科目の二種免許状の必要単位数の合計に、再編により追加された事項を各1単位(最低単位数があるものはその単位数)として計算した合計値を、各科目全体の必要単位数として設定する ただし、特に養護教諭として必要性・専門性が高い「看護学」や、全体の方針において必要とされる事項については、最低単位数を設けるものとする	合計修得単位数については必ずしも現行の二種免許状相当の単位数を前提とせずに再編を行う
強み専門性	分野は「看護」、「心理」、「福祉」、「教育学」等とし、共通的な課程に上乗せで必要な単位数は10単位以上とする	「強み専門性」については、少なくとも管理栄養士に関する専門課程を修了している等の場合に設定できるものと整理する

■教員免許状・養成の在り方について(その他)

- 養護教諭の業務は他業種・他機関との連携や、保護者対応も重要であり、これらについて、各科目において引き続き着実に指導すること等が必要
- 栄養教諭について、家庭科をはじめとした教科の指導に関する内容や、保護者への接し方の基礎等について、現場感覚を含めた指導を行うことが有効であると考えられるところ、課程のみならず、大学での指導の質を担保するための仕組みの検討が求められる

■採用について(栄養教諭のみ)

- 栄養教諭の採用選考について、栄養教諭を目指す学生のモチベーションを上げられるよう、
 - 採用選考試験について、現場に関する内容に偏ることなく、養成課程で本来学ぶべき内容を焦点化して問うなど、内容のバランスを取る
 - 一義的には都道府県等がそれぞれ実情に応じて判断するものではあるが、学校栄養職員からの任用替えのみならず、栄養教諭としての新規採用を推進する等の取組が重要
- 学校栄養職員ではなく、栄養教諭としての採用を促すには、今後、栄養教諭が配置されることによる効果を実態として示し、周知していくこと等が必要

■研修について(養護教諭・栄養教諭 共通)

- 教諭と同等の初任者等に対する研修の実施は必要
- ほぼ全ての都道府県等で養護教諭・栄養教諭を対象とした初任者研修・中堅教諭等資質向上研修に類する研修が行われているところ、これを維持し、今後も継続的な実施が求められる
- 研修の内容・方法に差が大きく、全国的な研修の質の向上が必要
- 養護教諭・栄養教諭の持つ知識・技能も時代に合わせてアップデートしていくことが必要であり、研修内容もそれを反映できるようにすることが重要
- 時間的・空間的に研修に参加しやすくするためには、不在時の体制を整備しやすくするための方策が必要。文部科学省においては、更に体制整備を充実できるよう支援を強化することが望まれる

■その他

(教科指導について)

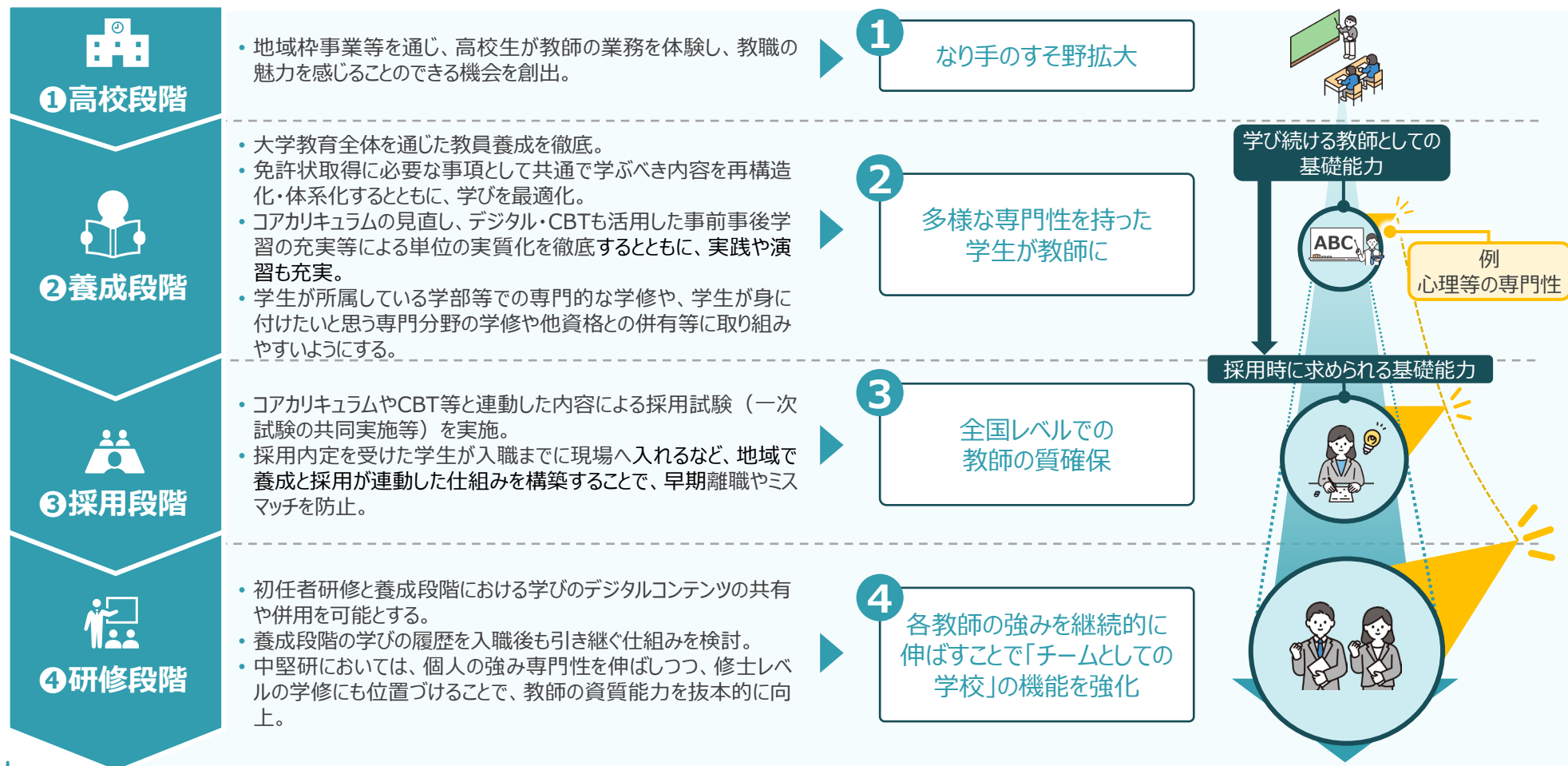
- 養護教諭に教科指導を任せる体制をとりやすくすることが求められる
- 栄養教諭が学校における食に関する指導の中核として活躍し、現代的な課題に対応した食育を充実するためには、単独での教科指導をはじめ学校教育により深く参画していけるような仕組みやキャリアアップを促進する方策の検討が求められる

(学校内における更なる活躍促進に向けて)

- 養護教諭・栄養教諭がそれぞれ保健や栄養の分野の専門性を有しつつ、教諭という名称からも明らかなように、他の教諭と同様に「教育職員」と位置付けられていることを踏まえ、学校現場で必要とされる能力を伸ばし、他の教師とも連携し、教科等における指導への参画を進めるとともに、学校経営・運営方針の策定への参画や学年・学級経営への参画を進めるなど、学校教育の質を向上させていくための在り方について、引き続き模索していくことが必要

養成・採用・研修の各段階における教師の能力育成イメージ

- 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成には、**養成・採用・研修の各段階において**、教職課程の学生や教師が、生涯を通じて**それぞれの強み専門性を伸ばせるような仕組みにしていけることが必要**。
- 養成段階では、**共通で学ぶべき内容を再構造化・体系化した上で、専門的な学修に基づく強み専門性も含めた教員養成**を行う。採用段階では、教師に必要な基礎能力が身に付いているかを測定する。研修では、教職課程及び勤務を通じて**身に付けた強み専門性を更に伸ばせる機会を提供**し、免許の上進がより可能となるようにする。



①から④について大学と自治体や教育委員会等と連携し取り組む

教員免許状の見直しを通じた教師集団の育成イメージ

現行制度

- 大学により多少異なるものの学ぶ内容はほぼ同じ
- 同質性の高い教師集団
- 開放制では学位課程との両立が困難



一種免許状
二種免許状

- 二種免（短期大学士）と一種免（学士）で免許状の効力は同じだが、二種免は一種免への上進努力義務がある
- 一種免と二種免で学ぶ事項は同じ（単位の積み上げ式）

※ 「学び続ける教師としての基礎能力」の円から輪が太くなっていくことが入職後の教師の専門性の向上を表し、色の違いは、多様な専門性を表している。

● 様々な強み専門性

● 専門性の修士レベル化

- ① 学びの広さと深さを両立
- ② 基礎能力の深化（他の強み専門性の習得も可能）

中堅教諭等資質向上研修等の教員研修に大学院や教職大学院による学びを位置づけることを可能とすることで、保有する免許状の修士レベル化（専修免許状の取得）を目指す。



- 様々な強みや専門性を持った教師がチームとなることで、学校教育全体の質を向上。



- 特定の専門性に基づく科目群を修得した場合、免許状への専門分野の付記を可能とする。
- 学び続ける教師としての基礎能力に加えて学ぶ専門科目群は、学位課程の科目等との密接な関係性と一貫性が必要。
- 特定の専門分野のみならず、教育学を基盤とした学び続ける教師としての基礎能力の深化を図る。
- 専修免許状の取得に必要な単位は、現職勤務経験を踏まえて柔軟に認定するなどの方策を導入。

身に付けた強み専門性を可視化し、かつ現職教員が保有する免許状の修士レベル化を目指すとともに
大学と教育委員会・学校現場との連携を更に強化。

教職課程の見直しイメージ～「学び続ける教師としての基礎能力」の考え方①

教員養成・免許制度の原則

- ・「大学による教員養成」・・・戦後以降、幅広い視野と高度の専門的知識・技能を兼ね備えた多様な人材を広く教育界に求めることを目的に、教員養成は大学で行うこととした
- ・「開放制の教員養成」・・・国・公・私立のいずれの大学でも、制度上等しく教員養成に携わることを可能とする

教員養成部会「論点整理」より

- ・教職課程において修得すべき内容やデジタルも活用した学び、学修の成果確認等の教員免許状取得に至る総合的な学びの在り方の検討が必要
- ・学習指導要領改訂の議論との連携を深めながら、教職課程における学びを検討
- ・学生が自らの強みや専門性を高めることのできる柔軟なカリキュラムとすべき
- ・現在の教員免許制度が担保している教員養成の質を落とすことなく、教師の質向上と量的確保の両立を目指す

ワーキンググループでの主な意見

- ・教職課程は理論と実践を結合していくなどカリキュラム全体の再構造化が必要
- ・個別の要素だけでなくどの科目を何単位ということではなく、要素間の関係性を考えながら大括り化し資質能力を展望する発想が重要
- ・学びを活かす観点で、学び続ける力、他の教師と協働する力、理論と実践の往還を通じた省察のトレーニングなどが重要
- ・専門職として息長くキャリアアップするためには、教師自身の強み・弱み、自らのメンタルや健康状態に向き合う内容も重要
- ・次期学習指導要領に対応するために、教職課程においても学生の深い学びが実装されることが必要
- ・教職課程を学ぶ学生それぞれが目指す教師像を実現するため、自律的にカリキュラムをデザインするという発想が大事

【見直しの考え方：今一度原点に立ち返り、学位課程も含めた「大学による教員養成」を示す。】

1. 免許状取得に必要な事項・科目区分を右記のように再構成

- 教育の基本と教科等の指導法
- 教育及び幼児、児童又は生徒の理解



2. 新たな教育課題に対応する事項を追加

- 次期学習指導要領の基盤となる考え方
- 教員養成フラッグシップ指定大学による先導的な取組



- 1 全ての教職課程で
学ぶべき内容※
- 共通性
- 2 各大学等での
独自の学び
- 多様性

双方の見直しを通じた
教員養成の質の向上



3. 大学と学生の自律的なカリキュラム
デザインによる様々な強み専門性を
持った柔軟な教職課程の実現

強み専門性の例

- 教科の専門性
- 指導法や児童生徒理解
- 他の免許や資格 等



デジタル・CBTも活用した事前事後学習の充実等による単位の実質化
自治体や教育委員会等との連携

「大学による教員養成」と「開放制の教員養成」の原則

教職課程の見直しイメージ～「学び続ける教師としての基礎能力」の考え方②

【カリキュラムのデザイン原理】

○カリキュラムの単なる「量」でなく「質」を重視する ↔ ○子どもの学びの過程を中核に「理論」と「実践」を統合する

○「主体的・対話的で深い学び」を指導できるように、学生が自ら密度の濃い深い学修に取り組む

前ページ【見直しの考え方】と【カリキュラムのデザイン原理】をふまえ、「教育及び児童生徒理解」と「教科の指導」の二本を柱とした再構造化を図る。「学び続ける教師としての基礎能力」となる免許状の要件の考え方は以下のとおり。

学校種共通の考え方

- ① 教養科目（免許法施行規則第66条の6に定める科目）と介護等体験も含め、既存の事項を再整理し、学びの体系化と最適化を図る。
- ② 教育実習、教職実践演習を除く科目区分を「教育の基本と教科等の指導法」「教育及び幼児、児童又は生徒の理解」の2種類に再編し、科目区分内の複数事項が接続・連携した科目の開設を促進する。
- ③ 教員養成フラッグシップ大学の取組や、教員養成部会及び本ワーキンググループの議論を踏まえ、今日的な教育課題解決に繋がる内容「教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成」「幼児、児童及び生徒の個々の多様な特性の理解と包摂」「教育データの活用及び人工知能」等を加える。
- ④ 教育実習の総単位数を維持しつつ、早期から学校現場で学ぶための「学校体験活動」と「特別支援学校（学級）」の実習を促進する。
- ⑤ 教育実習に係る事前及び事後の指導1単位は、授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験に加え、現行法における介護等体験を含むことができることとする。
- ⑥ デジタル・CBTも活用した事前事後学習の充実等による単位の実質化を徹底。
- ⑦ 既存分も含め、事項名称や単位数の詳細は学校種ごとの作業部会（幼児教育、小学校、中学校・高等学校、特別支援教育、養護教諭・栄養教諭）での検討結果も踏まえて更に検討を進めるが、強み専門性に係る学修の有無を念頭に、取得できる免許状を分けた制度設計を検討することとする。その際の免許状の名称等については、専修免許状も含め、更に検討する。

＜幼稚園＞現行

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一種免	二種免
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	16	12
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	6
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 1単位		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	4
	幼児理解の理論及び方法		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
教育実践に関する科目	教育実習（学校体験活動を含む 上限2単位）	5	5
	教職実践演習	2	2
大学が独自に設定する科目		14	2
計		51	31

※上記に加え、免許法施行規則第66条の6に定める科目「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」各2単位の修得が必要（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、養護教諭、栄養教諭）

教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループの議論を踏まえた修正案

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	免許状（A）	免許状（B）
幼児教育の基本と指導等に関する科目	- 幼児教育の基本（小学校教育との接続を含む。）／教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメント及び校種間の接続を含む。） - 指導及び評価の計画・実施に関する理論と方法 - 保育の内容と方法及び技術 - 各領域に関する専門的事項	12	12
教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目	- 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 - 教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成 - 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） - 教育に関する社会的、制度的及び経営的事項（教育法規を含む。※） - 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 - 幼児、児童及び生徒の個々の多様な特性の理解と包摂 - 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解及び基礎的環境の整備・合理的配慮の提供 2単位 - 幼児理解の理論及び方法 - 家庭や地域との連携・支援、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。） - 教育データの活用及び人工知能／情報機器の活用	12	12
教育実習	教育実習（学校体験活動 上限2単位）	5	5
教職実践演習	教職実践演習	2	2
強み専門性に係る内容の学修		20	－
計		51	31

※「学校と地域との連携及び学校安全への対応」についても、これまで通り本項目の中で扱うこととする（具体的な位置づけについては引き続き検討）

※引き続き、保育士養成課程等検討会における議論も踏まえつつ、保育士養成課程における修得内容との整合性の向上を推進する。また、教育実習と保育実習のそれぞれの内容や関係についても検討する。

＜小学校＞現行

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一種免	二種免
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） 一種免は1単位×10教科、二種免は音楽、図画工作、体育から2教科以上を含み1単位×6教科	30	16
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	6
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 1単位		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	6
	道徳の理論及び指導法 一種免2単位、二種免1単位		
	総合的な学習の時間の指導法		
	特別活動の指導法		
	教育の方法及び技術		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 1単位		
	生徒指導の理論及び方法		
教育実践に関する科目	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	5	5
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
	教育実践（学校体験活動を含む 上限2単位）		
大学が独自に設定する科目	教職実践演習	2	2
		2	2
計		59	37

※上記に加え、免許法施行規則第66条の6に定める科目「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」各2単位の修得が必要（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、養護教諭、栄養教諭）
※加えて、「介護等体験」が必要（小学校、中学校）

教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループの修正案

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	免許状（Ａ）	免許状（Ｂ）
教育の基本と教科指導等に関する科目	・ 小学校教育の基本／教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメント及び校種間の接続を含む。） ・ 教育の方法・技術及びデジタル学習基盤 ・ 指導及び評価の計画・実施に関する理論と方法 ・ 教科及び教科の指導法（デジタル学習基盤の活用を含む。） 1単位×10教科 ・ 道徳の理論及び指導法 免許状（Ａ）2単位、免許状（Ｂ）1単位 ・ 総合的な学習の時間の指導法 ・ 特別活動の指導法（学級経営を含む）	18	18
教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目	・ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・ 教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成 ・ 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） ・ 教育に関する社会的、制度的及び経営的事項（教育法規を含む。※） ・ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・ 幼児、児童及び生徒の個々の多様な特性の理解と包摂 ・ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解及び基礎的環境の整備・合理的配慮の提供 2単位 ・ 生徒指導の理論及び方法 ・ 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ・ 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 ・ 教育データの活用及び人工知能／情報機器の活用	12	12
教育実習	教育実習（学校体験活動と特別支援学校（学級）での実習を含む 上限2単位）	5	5
教職実践演習	教職実践演習	2	2
強み専門性に係る内容の学修		20	－
計		57	37

※「学校と地域との連携及び学校安全への対応」についても、これまで通り本項目の中で扱うこととする（具体的な位置づけについては引き続き検討）

<中学校> 現行

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一種免	二種免
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 1単位×各教科の事項	28	12
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） 一種免8単位、二種免2単位		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	6
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 1単位		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法 一種免2単位、二種免1単位	10	6
	総合的な学習の時間の指導法		
	特別活動の指導法		
	教育の方法及び技術		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 1単位		
	生徒指導の理論及び方法		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
教育実践に関する科目	教育実習（学校体験活動を含む 上限2単位 ）	5	5
	教職実践演習	2	2
大学が独自に設定する科目		4	4

計 59 35

※上記に加え、免許法施行規則第66条の6に定める科目「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」各2単位の修得が必要（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、養護教諭、栄養教諭）
※加えて、「介護等体験」が必要（小学校、中学校）

教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループの修正案

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	免許状（A）	免許状（B）
教育の基本と教科指導等に関する科目	・ 中学校教育の基本／教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメント及び校種間の接続を含む。） ・ 教育の方法・技術及びデジタル学習基盤 ・ 指導及び評価の計画・実施に関する理論と方法 ・ 教科及び教科の指導法（デジタル学習基盤の活用を含む。） 8単位 ・ 道徳の理論及び指導法 免許状（A）2単位、免許状（B）1単位 ・ 総合的な学習の時間の指導法 ・ 特別活動の指導法（学級経営を含む）	16	16
教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目	・ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・ 教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成 ・ 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） ・ 教育に関する社会的、制度的及び経営的事項（教育法規を含む。※） ・ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・ 幼児、児童及び生徒の個々の多様な特性の理解と把握 ・ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解及び基礎的環境の整備・合理的配慮の提供 2単位 ・ 生徒指導の理論及び方法 ・ 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ・ 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 ・ 教育データの活用及び人工知能／情報機器の活用	13	13
教育実習	教育実習（学校体験活動と 特別支援学校（学級）での実習を含む 上限2単位 ）	5	5
教職実践演習	教職実践演習	2	2
強み専門性に係る内容の学修		20	-

計 56 36

※「学校と地域との連携及び学校安全への対応」についても、これまで通り本項目の中で扱うこととする（具体的な位置づけについては引き続き検討）。

<高等学校> 現行

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一種免
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 1単位×各教科の事項	24
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） 4単位	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 1単位	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	8
	総合的な探究の時間の指導法	
	特別活動の指導法	
	教育の方法及び技術	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 1単位	
	生徒指導の理論及び方法	
教育実践に関する科目	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	3
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
	教育実習（学校体験活動を含む 上限1単位）	
大学が独自に設定する科目	教職実践演習	2
		12

計 59

※上記に加え、免許法施行規則第66条の6に定める科目「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」各2単位の修得が必要（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、養護教諭、栄養教諭）

教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループの修正案

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	免許状（A）
教育の基本と教科指導等に関する科目	- 高等学校教育の基本／教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメント及び校種間の接続を含む。） - 教育の方法・技術及びデジタル学習基盤 - 指導及び評価の計画・実施に関する理論と方法 - 教科及び教科の指導法（デジタル学習基盤の活用を含む。） 10単位 - 総合的な学習の時間の指導法 - 特別活動の指導法（学級経営を含む）	18
教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目	- 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 - 教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成 - 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） - 教育に関する社会的、制度的及び経営的事項（教育法規を含む。※） - 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 - 幼児、児童及び生徒の個々の多様な特性の理解と包摂 - 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解及び基礎的環境の整備・合理的配慮の提供 2単位 - 生徒指導の理論及び方法 - 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 - 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 - 教育データの活用及び人工知能／情報機器の活用	13
教育実習	教育実習（学校体験活動を含む 上限1単位）	3
教職実践演習	教職実践演習	2
強み専門性に係る内容の学修		20

計 56

※「学校と地域との連携及び学校安全への対応」についても、これまで通り本項目の中で扱うこととする（具体的な位置づけについては引き続き検討）。

＜特別支援学校教諭＞現行

特別支援教育に関する科目			一 種 免	二 種 免
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	2
第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16※	8※
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	3
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習（学校体験活動を含む 上限 1 単位）		3	3

※ 第二欄科目は、授与を受けようとする特別支援教育領域について、それぞれ以下の単位を修得する。

- 視覚障害者領域・聴覚障害者領域
「心理、生理及び病理に関する科目」1単位以上・「教育課程及び指導法に関する科目」2単位以上を含む、合わせて8単位以上（二種免許状は4単位以上）
- 知的障害者領域・肢体不自由者領域・病弱者領域
「心理、生理及び病理に関する科目」1単位以上・「教育課程及び指導法に関する科目」2単位以上を含む、合わせて4単位以上（二種免許状は2単位以上）
- 第一欄科目には、特別支援学校の教育に係る理念、歴史、思想と、社会的、制度的又は経営的事項を含む。
- 第二欄科目のうち、「教育課程及び指導法に関する科目」は、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含む。
- 知的障害教育の「教育課程及び指導法に関する科目」は、カリキュラム・マネジメントを含む。
- 第三欄科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び複数の種類の障害を併せ有する者に関する教育、並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む。）に対する教育に関する事項のうち、免許状教育領域に関する事項以外の全ての事項を含む。

教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループの修正案

特別支援教育に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	免許状 (A)	免許状 (B)
特別な支援を必要とする幼児、児童又は生徒の理解及び教育に関する科目	・ 特別支援学校の教育の基本／特別支援学校の教育課程の意義及び編成の方法（自立活動の意義及び指導法、知的障害特別支援学校の教育課程の編成並びにカリキュラム・マネジメントを含む。） ・ 特別支援教育に関する理念、歴史及び思想 ・ 特別支援教育に関する社会的、制度的及び経営的事項（教育法規並びに特別支援学校の教師の役割及びチーム学校運営への対応を含む。） ・ 障害の状態等に関する基本的理解（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者並びに医療的ケア児に対する理解を含む。）	4	4
障害の種類及び状態等に応じた教育に関する科目	・ 障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理 ・ 障害のある幼児、児童又は生徒に対する指導法（重複障害のある幼児、児童又は生徒に係る指導法及び障害のある幼児、児童又は生徒の指導・支援におけるデジタル学習基盤の活用を含む。）	6※	6※
障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		2	2
特別支援教育の実践に関する総合的な演習		2	2
特別支援教育に関する選択科目（※）		9	2
計		23	16

- ※ 「障害の種類及び状態等に応じた教育に関する科目」は、授与を受けようとするそれぞれの特別支援教育領域について、それぞれ、以下の単位を修得する
- 視覚障害者領域・聴覚障害者領域
「心理、生理及び病理」に関する科目1単位以上、「指導法」に関する科目2単位以上を含む、合わせて6単位以上修得するものとする。
 - 知的障害者領域・肢体不自由者領域・病弱者領域
「心理、生理及び病理」に関する科目1単位以上、「指導法」に関する科目2単位以上を含む、合わせて3単位以上修得するものとする。
- ※ 「特別支援教育に関する選択科目」は、特別支援教育に関する科目として上記の表に定める科目その他大学が独自に設定する特に必要な科目とする。

<養護教諭> 現行

養護及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一種免	二種免
養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	2
	学校保健	2	1
	養護概説	2	1
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2	2
	栄養学（食品学を含む。）	2	2
	解剖学・生理学	2	2
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	2
	精神保健	2	2
	看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	10	10
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	5
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 1 単位		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	6	3
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		
	生徒指導の理論及び方法		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
教育実践に関する科目	養護実習（学校体験活動を含む 上限 2 単位）	5	4
	教職実践演習	2	2
大学が独自に設定する科目		7	4

計 56 42

※上記に加え、免許法施行規則第 6 6 条の 6 に定める科目「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」各 2 単位の修得が必要（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、養護教諭、栄養教諭）

教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループの修正案

養護及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	免許状 (A)	免許状 (B)
養護等に関する科目	- 衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。） - 学校保健 - 養護教育学 又は 養護教育概論 - 健康相談活動の理論及び方法 - 栄養学（食品学を含む。） - 解剖学・生理学 「微生物学、免疫学、薬理概論」 - 精神保健（臨床心理学を含む。）・社会福祉 - 看護学（臨床実習及び救急処置を含む。） 8 単位以上 道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間の指導法 特別活動の指導法（学級経営を含む） - 教育の方法・技術及びデジタル学習基盤 - 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） 指導及び評価の計画・実施に関する理論と方法	26	26
教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目	- 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成 - 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） - 教育に関する社会的、制度的及び経営的事項（教育法規を含む。 ※） - 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 幼児、児童及び生徒の個々の多様な特性の理解と包摂 - 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解及び基礎的環境の整備・合理的配慮の提供 2 単位 - 生徒指導の理論及び方法 - 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 教育データの活用及び人工知能／情報機器の活用	11	11
教育実習	養護実習（学校体験活動を含む）	4	4
教職実践演習	教職実践演習	2	2
強み専門性に係る内容の学修		10	-

計 53 43

※「学校と地域との連携及び学校安全への対応」についても、これまで通り本項目の中で扱うこととする（具体的な位置づけについては引き続き検討）。

22

＜栄養教諭＞現行

基礎資格	
一種免許：管理栄養士免許又は 管理栄養士養成施設の課程修了 (124単位(専門82単位)～)	二種免許： 栄養士免許 (50単位～)



栄養に係る教育及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一種免	二種免
栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	4	2
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項		
	食生活に関する歴史的及び文化的事項		
	食に関する指導の方法に関する事項		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	5
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 1 単位		
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	6	3
	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		
	生徒指導の理論及び方法		
教育実践に関する科目	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	2	2
	栄養教育実習		
	教職実践演習		

計 22 14

※上記に加え、免許法施行規則第6 6 条の6に定める科目「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」各2 単位の修得が必要（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、養護教諭、栄養教諭）

※普通免許状の中で一種免許状が標準的なものとされており、二種免許状保有者は、一種免許状へ上進する努力義務がある。
※栄養教諭は生活習慣病の予防や肥満・痩身等の健康課題を有する児童生徒に対する個別相談指導を担うことから、管理栄養士免許を取得することが望ましい。

教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループの修正案

基礎資格	
免許状（A）：管理栄養士免許又は 管理栄養士養成施設の課程修了 (124単位(専門82単位)～)	免許状（B）： 栄養士免許 (50単位～)



栄養に係る教育及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	免許状（A）	免許状（B）
栄養に係る教育等に関する科目	・栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 ・幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 ・食生活に関する歴史的及び文化的事項 ・食に関する指導の方法に関する事項 ・道徳の理論及び指導法 ・総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間の指導法 ・特別活動の指導法（学級経営を含む） ・教育の方法・技術及びデジタル学習基盤 ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） ・指導及び評価の計画・実施に関する理論と方法	9	9
教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） ・教育に関する社会的、制度的及び経営的事項（教育法規を含む。※） ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・幼児、児童及び生徒の個々の多様な特性の理解と包摂 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解及び基礎的環境の整備・合理的配慮の提供 2 単位 ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ・教育データの活用及び人工知能／情報機器の活用	11	11
教育実習	・栄養教育実習	2	2
教職実践演習	・教職実践演習	2	2
「 強み専門性 」のために追加的に修得すべき内容は設定しない 「 強み専門性 」は、少なくとも、管理栄養士養成施設の課程修了等の場合に設定できるものと整理 （具体的な方向性については、「 強み専門性 」の全体的な制度設計との整合を図るべき）			

計 24 24

※「学校と地域との連携及び学校安全への対応」についても、これまで通り本項目の中で扱うこととする（具体的な位置づけについては引き続き検討）。

※栄養教諭は生活習慣病の予防や肥満・痩身等の健康課題を有する児童生徒に対する個別相談指導を担うことから、管理栄養士免許を取得することが望ましいとする方針を維持。

教職課程認定における強み専門性について

- (1) 強み専門性は、免許状と密接に関係する他の資格なども含めて、幅広く認めることとし、免許状・資格以外の内容については、免許状において付記することを可能とする。
- (2) 教職課程認定においては、①学位課程及び共通で学ぶ教職課程双方との密接な関係性と一貫性、②強み専門性とその学修の一貫性と体系性の2つの観点にて審査を行う。

①学位課程及び共通で学ぶ教職課程双方との密接な関係性と一貫性

1. 学位課程(ディプロマポリシー)と強み専門性が、密接に関係し、その内容に一貫性があるか。
2. 当該強み専門性と認定を受けようとする免許状に関連があり、かつ地域や学校現場のニーズ等に応じた内容となっているか。
3. 当該学位課程と教職課程の両立が無理なく可能となっているか。
4. 当該強みや専門性が、当該学科等の目的・性格を歪めるものとなっていないか。

②強み専門性とその学修の一貫性と体系性

1. 当該学位課程で身に付ける強みや専門性に係るカリキュラムが体系的に編成されているか。

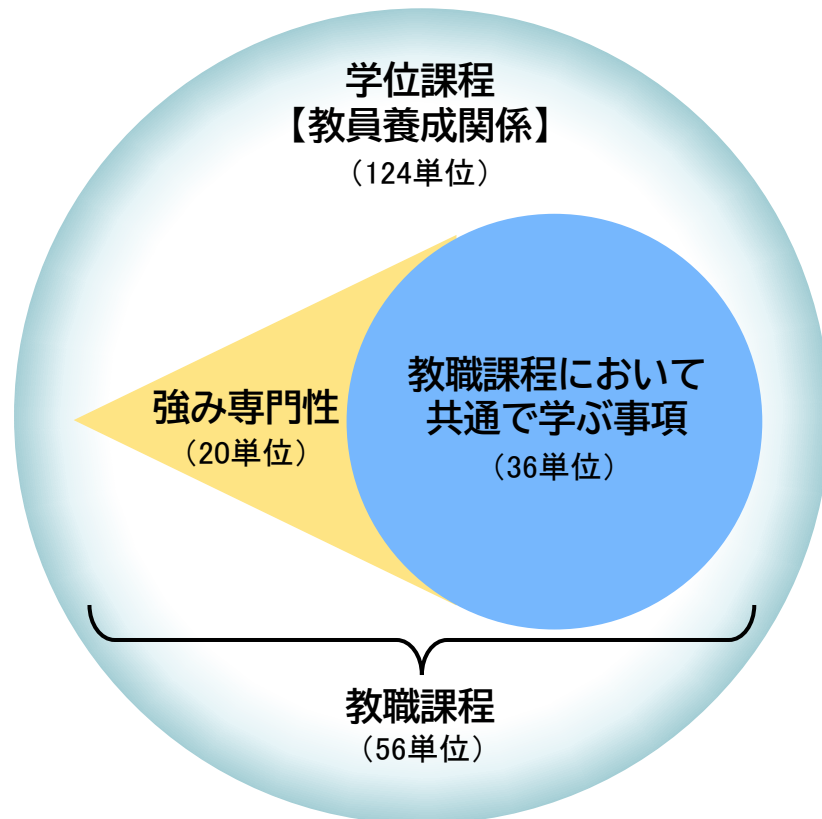
③強み専門性の免許状への付記

1. 専修免許状における専攻の名称及び分野の付記(教育職員免許法施行規則第72条)も参考に制度設計。
2. 専門性を付記するために必要な最低修得単位数は20単位※とする。
※教育職員の種類によっては、その養成課程の在り方等を踏まえ、20単位以外の単位数とすることも可とする。
3. 教職課程認定においては、強み専門性として挙げた科目が申請分野に適合しているか確認するとともに、学位課程で身に付ける強み専門性や認定を受けようとする免許状に関連があるか審査を行う。
4. 付記する分野の名称は、専修免許状の分野とともに今後審議会等において検討。

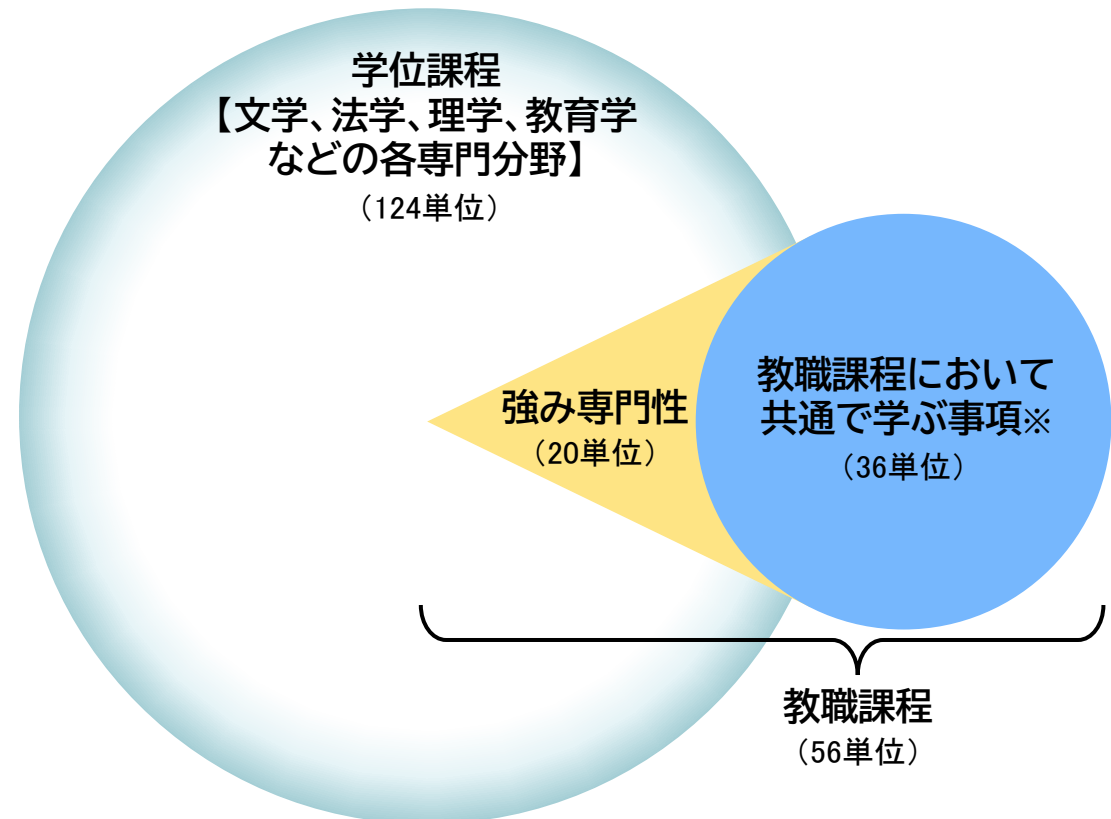
④大学側が設定した選択肢の中で、学生側にも一定の選択を可能とする設計の詳細については今後検討

(四年制大学・中学校の場合)

教員養成を主たる目的とする学部学科等



一般の学部学科等(※開放制)



※開放制の学部学科等においても、大学の運用により学位課程の中に免許法施行規則で定める事項が含まれる場合があるなど、両者の間にはグラデーションがあることに留意。

修士レベルの免許状（専修免許状）の見直しについて

P. 2に示す「保有する免許状の修士レベル化」について、修士レベルの免許状としての「専修免許状」の基本的な考え方をふまえながら、以下のとおり見直しを行う。

①大学による直接養成（別表第一による授与）

追加的に大学院で24単位を修得し要件を満たす※。

※専修免許状取得に係る基礎資格の要件や必要単位数は現行より変更はしない。

※専修免許状を取得するための大学院における学修の在り方については、今後検討する。

②現職教育による上位の免許状（別表第三、六、六の二、七による授与）

1. 上進については、現行制度と同様、最低在職年数3年かつ15単位を修得することを要件とする。
2. 中堅教諭等資質向上研修等の教員研修に大学院や教職大学院における学びを位置づけ、それを免許法認定講習等として認定することを通じ、入職後における大学院レベルの学びと専修免許状取得のための単位修得を促進する。
3. 学校現場や、教育委員会における研修・教育実践に、大学側が指導者として関与することにより、これらの臨床的な研修・教育実践を、上進に必要な単位として認定する。
4. 併せて、最低在職年数を超える在職年数を有し、かつ、特定の実績（例：教員を指導する立場にある者や優秀教員表彰者等）を有する者については、これを1年超えるごとに1単位ずつ（最高合計10年以上の在職で7単位まで）逡減する措置を新たに設ける。

教職課程認定基準の改正（大学間連携関係）

大学内の連携

○科目開設及び科目を担当する教職専任教員の配置について

（現行）

科目の開設・教職専任教員の配置において、教職科目は、大学全体で共通化が可能。

教科専門科目は、半数以上、教職課程の認定を受ける学部学科で配置する必要がある。

（見直し後）

大学が自ら開設する科目であれば、**教職・教科の別に関わらず大学全体で共通化を可能とする。**

※キャンパス間の距離が離れている場合でも、多様なメディアを高度に利用していれば共通化可能。

○教職専任教員の要件について

（現行）

1. 教職課程の認定を受ける学部学科の①免許科目を担当②教職課程の編成に参画③学生への教職指導を担当する専従の教員。

2. 必要教職専任教員数が4人以上を指定する科目区分(主に教科専門)にのみ、必要教職専任教員数の1/4を上限に大学専従でない基幹教員をあてることが可能。

（見直し後）

1. 教職課程の認定を受ける学部学科等の①教職課程の編成や運営に責任を持ち②1年間で3科目以上の免許科目を担当する専従の教員。

2. 必要教職専任教員数の合計の1/4を上限に、大学専従でない基幹教員をあてることが可能。

大学間連携

○単位互換

（現行）

読み替え元となる、大学自ら開設の科目に加える形で、教職に関する科目の3割を上限に単位互換科目の配置が可能。

（見直し後）

「教職に関する科目」の3割を上限に、単位互換科目を大学自ら開設の科目とみなすことが可能。

※見直し後においても、教育課程においては、大学設置基準第19条や第28条等の規定や単位互換制度の運用に係る基本的な考え方等に則る必要がある。

※教職課程認定基準上自ら開設とみなした単位互換科目は、教育課程等特例制度や地域アクセス確保特例制度の認定を受けない限りにおいては、大学設置基準上の自ら開設科目に含むことはできない。

○大学等連携推進法人が開設する連携開設科目

（現行）

大学等連携推進法人の設置に加え、①幼稚園・小学校の教職課程の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等が一以上含まれており②学生が在籍する学科等での8単位以上修得に加え、それ以外の学科等で8単位以上を修得すること等の要件を満たした場合、全科目の8割を上限に、連携開設科目を大学自ら開設の科目とみなすことが可能。

（見直し後）

全科目の8割を上限に、大学等連携推進法人を構成する他大学と連携して開設する連携開設科目を大学自ら開設の科目とみなすことが可能。